



令和 2年6月30日

観光庁

感染症対策・収益力向上・高付加価値化に取り組む 宿泊施設を応援します！

～「宿泊施設アドバイザー派遣事業」の公募を開始～

観光庁では、「新しい生活様式」に対応しつつ高付加価値化・収益力向上に取り組んでいく宿泊施設を公募します。宿泊施設の事業継続や、感染症ガイドラインを踏まえた感染拡大防止の取組、新たなビジネスモデル構築等個々の課題解決に向けた多様な分野のアドバイザーを派遣し、事業計画作成、金融機関との調整、活用可能な補助金の申請支援等個々の状況に応じた取組を支援します。

1. 公募期間

令和2年6月30日（火）～7月30日（木）

2. 対象事業・支出対象経費（詳細は別紙参照）

宿泊施設の個々の状況に応じた取組を行うアドバイザーの派遣に必要な経費や実証事業を行うために必要な経費等を支援します。（建物等の増改築費等は除く。）

① 宿泊施設において単独で行う取組

（1 申請あたり上限10百万円、概ね15件程度）

宿泊施設の事業継続、感染症防止対策、高付加価値化につながる改修プラン作成、管理システムの導入やIT化による業務効率化、「新しい生活様式」に対応した新たなビジネスモデルの構築（ワーケーション、食事のデリバリー、既存資源の活用等）等

② 宿泊施設が地域の事業者等と共同で行う取組

（1 申請あたり上限15百万円、概ね5件程度）

宿泊施設が、地域内の宿泊施設や宿泊施設以外の事業者等と共同で行う取組、宿泊施設の経営統合、事業承継等により収益力向上を目指す取組等

3. 申請方法（公募要領、申請書等）

以下、観光庁 HP をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/kankocho/topics06_000264.html

【問い合わせ先】

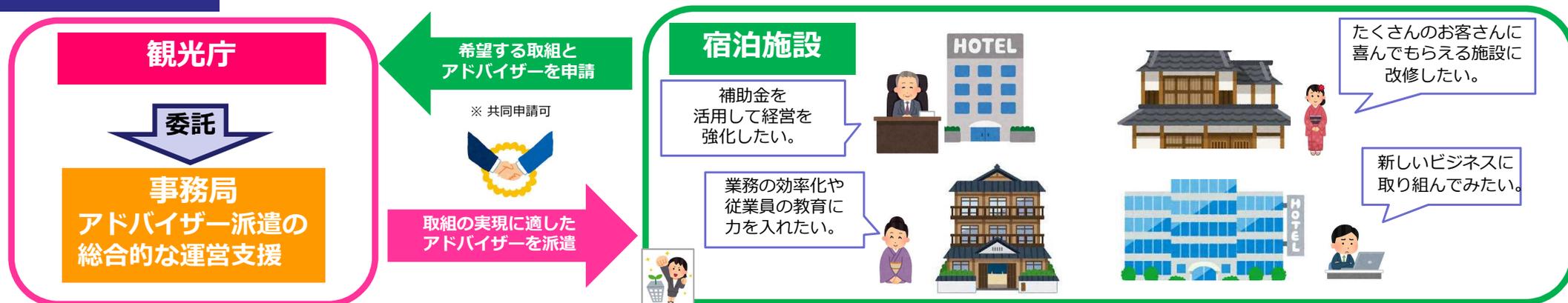
観光庁 観光産業課 担当：坂野、高橋、櫻井、奥田、末廣
電話：03-5253-8111（内線 27-333、27-323、27-327、27-305）
03-5253-8330（直通）
FAX：03-5253-1585

宿泊施設アドバイザー派遣事業

- 新型コロナウイルス感染症により宿泊業は深刻なダメージを受けており、事業継続、感染症拡大防止対策、新たな需要の取込みに至るまで、個々の状況に応じて様々な分野での対策が必要。
- このため、宿泊施設の事業継続や、感染症ガイドラインを踏まえた感染拡大防止の取組、新たなビジネスモデル構築等に意欲のある宿泊施設に対し、個々の課題解決に向けた多様な分野のアドバイザーを派遣し、事業計画作成、金融機関との調整、活用可能な補助金の助言・申請支援等を行う。

事業のスキーム

「宿泊施設の個々の課題にともに向き合うアドバイザーを派遣し様々な取組をサポート」



アドバイザー派遣を行う取組（例）

支援経費①宿泊施設において単独で行う取組:上限10百万円、②宿泊施設が地域の事業者等と共同で行う取組:上限15百万円
※ ①、②のいずれかより選択



事業継続

- ・業務効率化や事業継続のためのコンサルティング実施
- ・金融機関との調整や助成金の活用・申請のサポート
- ・従業員への教育、研修
- ・事業継承



感染症拡大防止への対応

- ・感染症拡大防止のための設備投資を行う際の金融機関との調整や補助金の活用・申請のサポート
- ・ガイドラインへの対応のための従業員等への教育、研修、アドバイス



旅館の食事のデリバリー

- ・デリバリーメニュー開発のためのアドバイス
- ・関係法令の手続きのサポート
- ・関係者との調整



地域内の宿泊施設と飲食施設の連携による泊食分離の実施

- ・マーケティング調査
- ・泊食分離のイベントの企画やプロモーションの支援
- ・地域内の宿泊施設や飲食店との調整



施設の高付加価値化に向けた改修

- ・改修プランの作成
- ・金融機関との調整や、各種補助金の活用・申請のサポート